

# 令和7年度 中野区防犯機器等購入 緊急補助事業



侵入盗被害防止に有用とされる防犯機器等を購入し、設置した方へ、費用の一部を補助します。

## 対象者

中野区に住民登録があり、お住いの住宅(中野区内に限る)に、防犯対策用として防犯機器等を購入し、設置をした方(申請は1世帯1回)

## 補助割合と 補助上限額

- 購入及び設置費用の総額の4分の3(※千円未満切捨て)  
※申請者は4分の1を負担
- 補助上限額 3万円

## 補助対象 期間

令和7年7月1日(火)～令和8年1月31日(土)までに購入し、設置完了したもの

## 申請受付 期間

令和7年7月7日(月)～令和8年1月31日(土)

※但し、窓口申請は令和8年1月30日(金)まで

※申込用紙もこの期間のみ配布します。

※予算額に達した場合やその他の理由により、期間途中でも補助を終了する場合があります。

## 申請方法

- (1)オンライン(中野区ホームページ)
- (2)窓口(区役所8階)

※窓口申請時間は、月曜日から金曜日(祝日、休日、年末年始除く)  
午前8時30分～午後5時まで

◆FAX及び郵送での申込受付は行いません。

◎詳しくは中野区ホームページをご覧ください

中野区防犯機器等購入緊急補助事業

検索



※本事業は東京都の「防犯機器等緊急補助事業」と連携しています

【お問合せ先】〒164-8501中野区中野4-11-19 (区役所8階)

中野区防災危機管理課 生活・交通安全係 ☎03-3228-8736

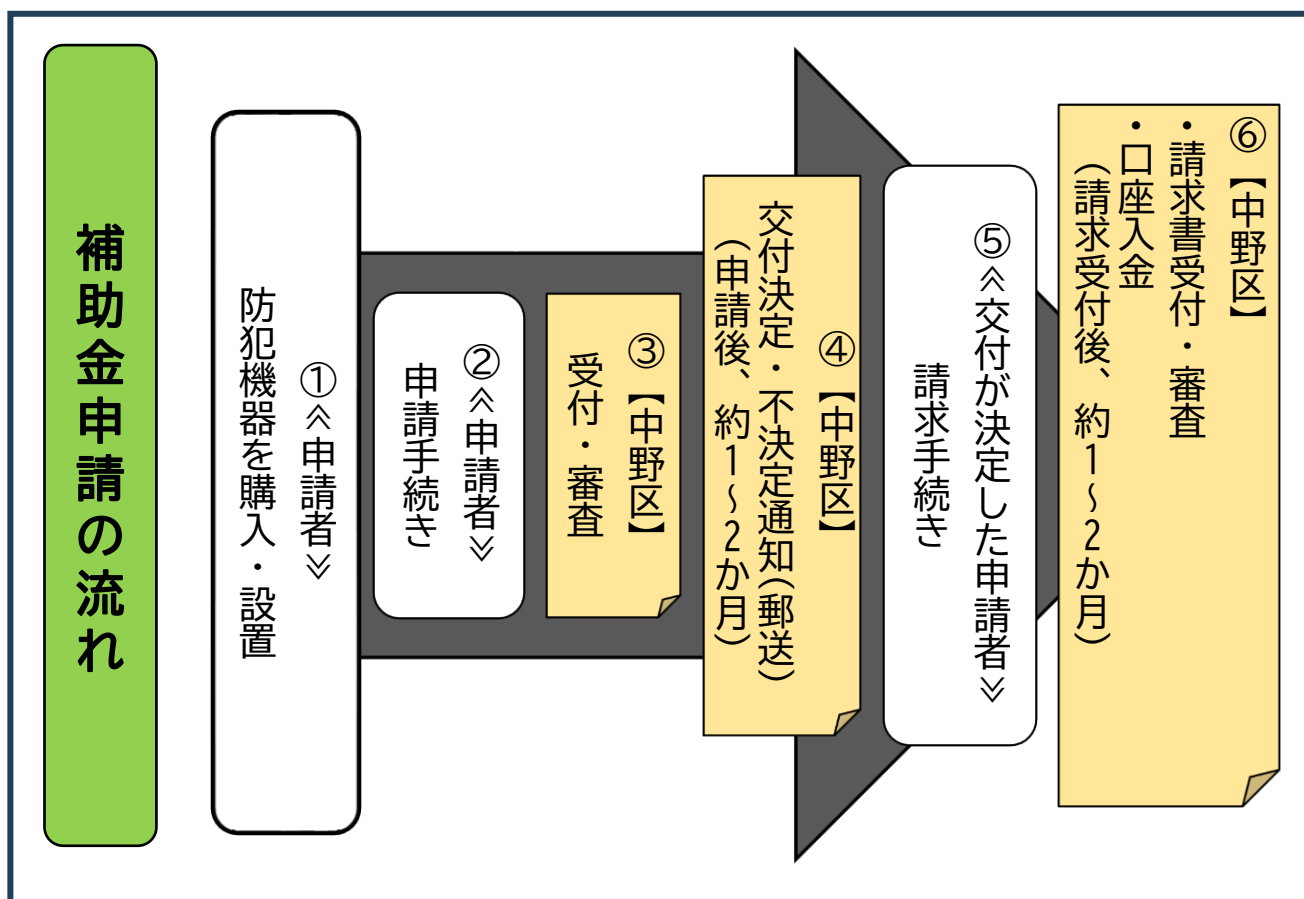
E-mail: kikikanri@city.tokyo-nakano.lg.jp

## 補助対象品目

補助対象期間内に「購入し設置が完了した」下記の品目について、助成します。

|    |              |                                                                                                                                                                                   |
|----|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 防犯カメラ        | 犯罪の防止を目的として、継続的に撮影をしている録画機能付きのカメラ。当該機器購入に際し、必要最小限の範囲内において購入した記録用メディア等関連機器を含む。ただし、 <u>侵入者対策として侵入者が認識できる方法であり、かつ、屋外に設置したものに限る。</u> なお、撮影範囲内に入る住宅等の使用者の同意を得る等近隣住民のプライバシー保護に万全を期すること。 |
| 2  | カメラ付きインターホン  | 訪問者の姿を映像で確認及び録画をすることができる機能を有するインターホン。当該機器購入に際し、必要最小限の範囲内において購入した記録用メディア等関連機器を含む。なお、撮影範囲内に入る住宅等の使用者の同意を得る等近隣住民のプライバシー保護に万全を期すること。                                                  |
| 3  | 防犯フィルム       | 犯罪の防止を目的として、 <u>窓ガラスに取り付ける厚さ350マイクロメートル以上のフィルム。</u> ただし、犯罪被害防止以外の用途のフィルムは対象外とする。                                                                                                  |
| 4  | 防犯ガラス        | 犯罪の防止を目的として、 <u>2枚のガラスの間に柔軟かつ強靱な特殊中間膜を挟み、熱及び圧力を加えて接着しているガラス。</u> ただし、上記の機能を有しないガラスは対象外とする。                                                                                        |
| 5  | 面格子          | 住宅の窓の外側に取り付ける金属製の格子又は格子柵                                                                                                                                                          |
| 6  | 窓シャッター       | 住宅の窓の外部に取り付ける侵入を防ぐ等の役割を担う金属製シャッター                                                                                                                                                 |
| 7  | 防犯性能の高い玄関錠   | 玄関からの侵入を防ぐために <u>ピッキングや破壊に強い性能を有する玄関錠</u>                                                                                                                                         |
| 8  | 防犯性能の高い玄関補助錠 | 主錠に加えて防犯性を高めるために取り付ける錠                                                                                                                                                            |
| 9  | センサーライト      | 主に人の動き等で侵入者を感知し、自動的に一定の時間ライトで照らす照明器具                                                                                                                                              |
| 10 | センサーアラーム     | 主に人の動き等で侵入者を感知し、自動で警告音が鳴る装置                                                                                                                                                       |

※C P 部品（防犯性能の高い建物部品）を推奨しています。警察庁ホームページ（住まいの防犯110番）もご参照ください。



## 主な必要書類(品目、内容によって提出書類が異なります)

### ●申請時

- (1) 申請書
- (2) 申請者本人の確認書類 (住所、氏名等がわかる公的証明書)
- (3) 購入及び設置に関する支払がわかる領収書等 (宛名、製品名等の記載が無いレシートは不可)
- (4) 購入及び設置した防犯機器等の内容(メーカー名や型番)が確認できる資料【カタログ、パンフレット、実際購入した機器類の画像等】
- (5) 防犯機器類の設置後がわかる資料 ※カメラ機能を有する機器については撮影されている範囲等の資料が必要です。
- (6) 同意書【対象物件が共同住宅(貸物件を含む)の場合等】
- (7) その他 必要に応じてご提出していただく場合があります。

### ●交付決定後

- (1) 請求書兼支払金口座振替依頼書(必ず申請者名義であること)
- (2) 振込先口座情報の確認できる書類(通帳、キャッシュカードの写し) 等

## 主な留意事項

### 1. 申請対象者について

◎申請期間中に中野区に居住し、住民登録をしている世帯が対象となります。  
(※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員、区民税を滞納している者は除く。)

◎管理者、管理組合、賃貸住宅等所有者の方からの申請は出来ません。

◎賃貸住宅にお住まいの方も申請できますが、必ず所有者等の承諾を得て下さい(同意書の提出が必要)。なお、エントランス、駐輪場等の共用部分の設置は対象外となります。

◎複数の機器等を購入した場合は合算額で申請可能とします。ただし、補助上限は変わりません。また、1世帯での申請回数は1回のみとし、同一世帯複数での補助は受けられません。

### 2. 補助対象について

◎事業実施期間中に新品購入及び設置を完了された防犯機器類が申請対象です。

◎防犯機器のレンタルやリースは補助の対象外です。また、購入に伴う配送料、撤去・廃棄・移設費用、手数料、通信料、電気代、振込手数料も補助対象外です。

◎店舗や事務所として使用している部分への購入及び設置は対象外です。

◎申請者若しくは知人に設置してもらった場合の材料費等や謝礼も補助対象外です。

◎「断熱防犯窓」については、東京都環境局の補助事業「既存住宅における省エネ改修促進事業」で補助対象となっていますので、本補助対象外になります。

◎防犯カメラを設置する場合は、プライバシー保護に配慮し、撮影範囲に入る住居等管者へ事前説明を行い、必ず同意を得て下さい。

◎設置した機器について、職員が現地調査を行う場合があります。

### 3. 提出書類について

◎宛名の無いレシートや発行者名(会社名)等記載がないもの、支払い内容がわからない領収書では申請できません。

◎申請時に提出される領収書の宛名と補助交付決定後に提出していただく「中野区防犯機器等購入緊急補助金請求兼支払金口座振替依頼書」の名義はすべて申請者と同一として下さい。

◎クーポンやポイントを利用した場合は割引後の金額が助成対象です。

◎審査により申請書類に不備があった場合には、再度提出を依頼いたします。適正な申請書類の提出がない場合には補助は不交付になります。

### 4. CP部品(防犯性能の高い建物部品)について

平成14年11月、住宅等の建物設備の物理的な強度を高めることで侵入窃盗等の被害防止を図るため、警察庁等関係省庁及び建物部品に関連した民間団体による「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が設置。平成15年10月から建物部品の防犯性能試験を実施し、性能試験に合格した製品を「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載し公表。認定された製品(ドア・ガラス・サッシ・錠・シャッター・ウィンドウフィルム等)は共通標章「CPマーク」(「防犯」を意味する英語「Crime Prevention」を図案化)が表示されています。

(注)CP部品は侵入抵抗性が高く、防犯効果は高まるが、絶対に破壊、侵入さないことを保証するものではありません。

(参考)警察庁ホームページ(住まいる防犯110番)

<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/top.html>